

## 公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年3月18日（水）午後1時30分から午後3時58分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長  
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

### [審議事項]

1 警察職員の援助要求について

警備部から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があった。

各委員から、「移動中の運転等も十分に気をつけ、無事に任務遂行し帰県していただきたい。」旨の発言があった。

審議の結果、原案のとおり決定した。

### [報告事項]

1 高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画（第3次）の策定について（資料1）

警務部から、高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画の策定について説明があった。

委員から、「組織力を高めるため、女性警察職員の採用や登用拡大は欠かせない。警察組織は男性社会の最たるものだと思う。この会議のメンバーを見渡しても、女性は公安委員長のみで、警察幹部には一人もいない。かつて『話を聞かない男、地図が読めない女』というベストセラーになった書籍があったが、やはり男性脳、女性脳には特徴の違いがある。今回のアンケート結果にもあるとおり、警察本部の企画・立案部門への女性の職域拡大については特に推し進めるべきであり、また、男性職員のためにも女性の登用が必要だという意識に組織全体が変わっていかないといけない。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「世界各国と比較すると、日本の警察官の女性比率の低さは最低レベルだと承知している。警察の職務内容が世界の中で日本だけ特殊といった事情はないであろうし、より一層、女性職員の採用・登用水準を引き上げていくべきだと思う。」旨の説明があった。同委員から、「男性職員の育児休業については、取得率がほぼ100%であり素晴らしい。次期行動計画における『2週間以上85%取得』との目標設定も評価する。」旨の発言があり、警察本部から、「女性活躍等の推進に向けた行動計画に基づきこれまで10年間取り組んできた結果、職員の意識改革という面において大きく進展したと感じている。男性職員の育児休業などは以前まで考えられない取得状況であり、数字としてはっきりと変化が表れている。ただ、意識改革が進む一方で、休業取得者周囲の職員の業務負担をいかに軽減させるかといったことなど、組織として環境・仕組みづくりに取り組まなければならない局面に入っていると強く感じている。第3次行動計画の目標達成に向けては、組織側が痛みを伴う改革をするという覚悟を持って臨んでまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「男性の育児休業の促進に関して、何らかの褒賞制度や手当制度を設けるのも一つの手だと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「本年度から、育児休業中に当該職員の業務を負担した職員に対して勤勉手当を加算するという取組を始めたところであり、金銭面での支援は進んだ面もある。今後は、負担職員への負荷が過度にならないようにするため、応援要員を派遣するなど人的負担軽減のための取組を次期行動計画の中でしっかりと進めてまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「今回の人事異動で須崎警察署に県内初の女性署長が誕生するが、今後、彼女に続く人材が出てくるかどうか重要だと思う。女性が署長職を務めるにあたって不便なこと、困ることがあれば解決していかないといけないし、署長であっても当然に女性が普通に持つ悩みや苦しみを抱えているので、そういった部分も聞き取って解決してやらないといけない。また、女性の特質の一つとして、小さな気づきを声に出し、その声から派生して様々なプラスを生み出していく力があると思っている。今後、女性の職域を更に拡大して管理職にも積極登用するのであれば、女性の強みを生かした新しいポストを用意することも大切である。」旨の発言があった。

## 2 令和7年度総合監察の実施結果について（資料2）

警務部から、令和7年度総合監察の実施結果について説明があった。

委員から、「非違事案の発生リスクが高い業務領域に重点を置いた監察の33項目と

は、具体的にどのような項目か。」旨の質問があり、警察本部から、「警務部であれば、拾得物件を適正に保管管理しているか、拳銃を適正に保管管理し出納状況に問題はないか、警察相談の運用状況は適正かといったことを項目としており、重点的に監察を行っている。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「非違事案の発生リスクが高い監察項目では指摘事項がなく安心した。」旨の発言があり、警察本部から、「警察の監察というのは、民間などではあまりない特殊な機能であり、『組織の医者』といった位置づけである。今回の総合監察では、業務上の非違事案につながりやすい部分、つまり病気になりやすい部分をターゲットに内科医的な観点から診断を行ったものである。このプロセスで非違事案の発生リスクが高い項目の指摘がなかったことは、非常に良い傾向であると考えている。」旨の説明があった。同委員から、「捜査管理に特化した監察項目では4件の指摘があり、いずれも比較的軽度なミスとのことであるが、ゼロにならないのは教養や仕組みに不十分な点があるからだと思う。現場ではそれぞれチェックリストを活用したり複数確認を行うなどしていると思うが、ミスが起きないための環境や仕組みづくりを自発的に考えていくことが大切だと思う。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「今回の監察項目とは別に、不合理・不効率な業務の洗い出しをした結果、28件の業務について見直しを図ったとのことである。言い換えれば、日々無駄だと思いながら進めていた仕事がいくつもあったということであり、担当職員の負担軽減・事務の効率化につながった非常に良い取組結果であり、こうした見直しは今後も継続していただきたい。」「捜査管理に特化した監察項目の指摘については、小さい事項であっても放置すると大きな問題につながりかねないので、直ちに改善を図ることが重要である。ヒューマンエラーはどうしても起こりうるので、エラーが出ないためのシステム構築も検討すべきだと思う。」旨の発言があった。

### 3 令和7年度第2回随時監察の実施結果について

警務部から、令和7年度第2回随時監察の実施結果について説明があった。

委員から、「警察という職務の特殊性からすれば、緊張感を持って職務に従事するためには抜き打ちによる随時監察が必要だと思う。一方、特に身上面に関しては、随時監察だけでなく普段から上司など周囲の者が目配りを欠かさないことが非常に重要である。個人の家庭状況など私的な部分に踏み込むことが難しい時代であるが、大きな問題に発展する前に未然防止するためには身上把握が一番の薬とも言えるので、上

司となる職員には部下との密なコミュニケーションを心懸けていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「身上監察や服務監察における指摘事項からは、問題を解決していく上で組織としての気づきも生まれる。抜き打ちとは言え、いずれ監察が来ることは各所属もわかっているわけで、監察に見られる前に自分たちで改善を図るのが通常であるが、それすらできていないのが指摘事項として上がっており、危険性の高いエリアだと考えている。そういった危機感を持ちつつ、問題が発生しないための環境づくり、制度改正、業務改善にしっかりと踏み込んで対応してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「重要貸与品の適正な保管管理は非常に重要である。何度も何度もチェックを重ねていくしかないであろうし、これは決して無駄な手間ではなく、いくらやっても切りがないぐらいやらないといけないことだと思う。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「昨年、全国の警察官・警察職員の懲戒処分者は337人に上り、過去10年間で最多という非常に危機的な状況にある。高知県警も盗撮と詐欺事件で2名の懲戒免職者を出し、県警察始まって以来のことで、我々公安委員もこの状況を深刻に受け止めている。社会的に見て高知県警の信頼は失墜しており、正しいことをしても『当たり前』、何か問題を起こせば『やっぱりか』などと厳しい目で見ている県民がほとんどだと思う。しかし、だからこそ身上把握や服務規律の徹底が非常に大事であると言える。警察は法の執行機関であり、県民から厳しく見られている立場にあることを末端の職員に至るまでしっかりと理解させ、身上把握や各種対策についても根気よくやっていくしか手立てはないと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「昨年の全国の懲戒処分者337人のうち免職は44人で、免職者のうち2人を高知県警から出したことを大変重く受け止めている。委員ご指摘のとおり、身上把握の難しさに苦慮しているところであり、昨年、対策の一つとして、再発防止策に加えて処分を受けた者の反省点や非違事案を引き起こした原因などをまとめた『身上把握の着眼点』と題する文書を全所属に向けて発出したところである。こうした対策資料も十分に活用しながら身上把握を徹底してまいりたい。」旨の説明があった。

#### 4 令和8年度の運転免許窓口業務について（資料3）

交通部から、令和8年度の運転免許窓口業務について説明があった。

委員から、「警察署や分庁舎の受付時間変更は昨年12月から既に試行を開始してお

り、現在までに苦情の声も寄せられていないとのことで、免許センターの対応日が見直されることも何ら問題ないと思う。これまで対応していた金曜日に免許更新及び失効手続きができなくなることについて、しっかりと周知徹底を図っていただきたい。」旨の発言があった。同委員から、「マイナ免許証について、1枚持ちにした場合のデメリットが大きいという声をよく耳にする。例えば、高知県警だけで対応できる話ではないが、有効な運転免許を保有していることを後日証明できれば免許証不携帯の違反を取り消すことができるといった形にしないと、マイナ免許証の普及は進まないのではないか。」旨の発言があり、警察本部から、「車は走る凶器でもある。その凶器を運転できる許可を与えられていることを警察官に直ちに証明できないということは、やはり望ましい状況ではなく、引き続き免許証提示の協力をいただきたいと考えている。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「窓口業務の対応時間の見直しは、全国的な動向なのか。」旨の質問があり、警察本部から、「金曜日の窓口閉庁でいうと青森、山口、熊本、長崎の各県警が見直しを進め、既に運用を開始しているところもある。なお、いずれも運用に伴う苦情等は聞いていない。今後、小規模県警では全国的に同様の流れになってくるものと思われる。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「運転免許窓口での業務に関して、マイナ免許証と従来型免許証との違いや、マイナ免許証1枚持ちと2枚持ちのメリット及びデメリットが県民にとってわかりづらい。問い合わせに訪れた方一人一人に対して窓口で説明しているのであれば、担当職員の負担も大きいと思われる。そうした違いが一目見てわかるものが何らかあればマンパワーの負担軽減にもなるので、人的な労力削減の観点でも見直しを進めていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「マイナ免許証については、メリット及びデメリットを簡潔にまとめた冊子を差し上げ、その上で簡単な説明を行っているところであるが、一見して内容がわかりやすいポスターを貼り出すなど更なる改善を図ってまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「運転免許更新のオンライン講習が始まり、利便性が増したところであるが、視力検査や写真撮影のためにどうしても警察施設に出向く必要がある。将来的には全ての免許更新手続きがオンライン化されることを望んでいる。」旨の質問があり、警察本部から、「運転免許については、利便性の観点から県民要望の声が大きい領域であると承知している。しかしながら、運転免許証というのは非常に悪用されやすいIDでもあり、仮に犯罪組

織等に悪用されてしまうと、様々な犯罪行為として国民が被害に遭うというリスクも孕んでいる。国民・県民の皆さまには不便をかけているところであるが、身分証として悪用されやすい運転免許証の性質から、どうしても様々な制約を伴うことについて理解をいただきたいと考えている。」の説明があった。

#### 第4 個別決裁

##### 1 風適法、警備業法等の規定による公安委員会指定の医師について

警務部から、風適法・同法施行規則・高知県風適法施行規則、警備業法・同施行規則・高知県警備業法施行規則の規定による欠格事由の該当性に関する診察医師の指定について説明があり、医師3名の指定を決定した。

##### 2 審査請求に係る審理手続きの終結について

交通部から、運転免許取消処分に係る審査請求に伴う審理手続きの終結について説明があり、原案のとおり決定した。

##### 3 公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について説明があり、調査結果について了承の上、回答内容について原案のとおり決定した。

##### 4 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について（2件）

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査2件について説明があり、いずれも受理の上、調査することを決定した。

#### 第5 個別報告

##### 1 損害賠償請求事件の提起について

監察課から、損害賠償請求事件の提起について報告があった。

##### 2 監察案件について

監察課から、監察案件について報告があった。